

株式会社エムウインズ八竜「(仮称)八竜風力発電所更新計画に係る環境影響評価書」に係る確定通知について

令和5年1月17日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

当省は、株式会社エムウインズ八竜「(仮称)八竜風力発電所更新計画に係る環境影響評価書」(以下「評価書」という。)について審査した結果、電気事業法第46条の17第2項の規定に基づき、本日、株式会社エムウインズ八竜に対し、評価書の変更を要しない旨の通知(確定通知)を行った。また、当省は電気事業法第46条の18第1項の規定に基づき、確定した評価書の写しを環境大臣宛てに送付する。

なお、確定通知を受けた株式会社エムウインズ八竜は、同条第2項の規定に基づき、秋田県知事に対し評価書を送付するとともに、環境影響評価法第27条の規定に基づき公告及び縦覧(1か月間)し、住民へ周知することとなる。

これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	令和 元年10月 4日
環境大臣意見受理	令和 元年12月 9日
経済産業大臣意見発出	令和 元年12月23日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和 2年 6月10日
住民意見の概要等受理	令和 2年 8月 7日
秋田県知事意見受理	令和 2年10月22日
経済産業大臣勧告発出	令和 2年12月 2日

<環境影響評価準備書>

環境影響評価準備書受理	令和 3年10月22日
住民意見の概要等受理	令和 3年12月24日
秋田県知事意見受理	令和 4年 4月12日
環境大臣意見受理	令和 4年 4月21日
経済産業大臣勧告発出	令和 4年 6月28日

<環境影響評価書>

環境影響評価書受理	令和 4年12月26日
環境影響評価書確定通知	令和 5年 1月17日

問合せ先:電力安全課 長尾、須之内
電話:03-3501-1742(直通)